

舞鶴引き揚げの日条例

舞鶴市は、第二次世界大戦後の昭和 20 年 10 月 7 日に引揚船雲仙丸が入港してから、昭和 33 年に当時国内で唯一の引揚港となっていた舞鶴港に最後の引揚船が入港するまでの 13 年間にわたり、海外からの引揚者約 66 万人と遺骨約 1 万 6 千柱を市を挙げて迎え入れた歴史を有する。

市は、昭和 63 年に設置した舞鶴引揚記念館を中心として、引揚体験者や市民等と共に、引揚げ及びシベリア抑留の史実を継承するとともに、平和の尊さを国内外に発信し続け、平成 27 年には市が所有する引揚げ関連資料が、世界的に重要な記録物としてユネスコ世界記憶遺産に登録された。

このような歴史に鑑み、舞鶴市は、世界の恒久平和を念願し、この条例を制定する。

(目的)

第 1 条 この条例は、舞鶴引き揚げの日を定めることにより、引揚げ及びシベリア抑留の史実並びに博愛の精神をもって引揚者を迎え入れた舞鶴市の歴史を次世代へ継承するとともに、平和に対する意識の高揚を図ることを目的とする。

(舞鶴引き揚げの日)

第 2 条 舞鶴引き揚げの日は、10 月 7 日とする。

(市の責務)

第 3 条 市は、舞鶴引き揚げの日を中心に、市民との協働の下、第 1 条の目的のために必要な取組を行うものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。